

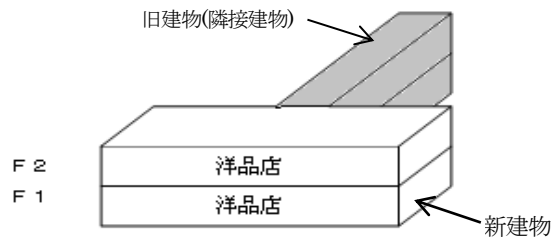
## 違反是正事例（事例 1－6）

テーマ < 長期の消防法令違反の防火対象物に対する違反処理 平成16年 >

- ▶ 消防法施行令の施行以前に建築された建物で、長期にわたり違反事項が建物取り壊しや資金難を理由に是正されないことから、違反処理した事例。

### 防火対象物の概要

(1) 用途	物品販売店舗（4項）
(2) 構造・規模	木造 地上2階 建築面積 362.01 m <sup>2</sup> 延べ面積 703.56 m <sup>2</sup>
(3) 消防用設備設等	消火器、誘導灯



### 1. 違反処理の概要

#### (1) 過去の経過

- ア 本対象物は、昭和25年9月頃に新築（木造モルタル瓦葺き 延べ面積168.59 m<sup>2</sup>）され、その後、隣地に存在していた建物（木造モルタル瓦葺き 延べ面積534.97 m<sup>2</sup>）を所有者が購入、昭和33年頃に当該建物相互を接続して、1棟とした経緯がある。
- イ 消防署の立入検査については、過去の記録によると昭和38年6月6日に初めて実施している記録がある。消防用設備等の設置状況は、屋内消火栓設備が昭和41年5月16日の立入検査時において、「屋内消火栓設備のボックス前の物品除去」の指示を行っていることから、昭和49年の消防法改正前には設置されていたようであった。
- ウ その後の記録によると、屋内消火栓の消防法改正による技術上の新基準に改修するよう継続指導しているが、平成8年2月20日の査察時において、特例基準の運用通知に基づく基準に改修するよう指示を変更しており、更には平成10年3月12日の査察時に、新たに当該設備を設置するよう再変更の指示をしている。
- エ その後は継続して新たな設置を指示しているが、平成15年7月11日に確認したところ、木製の消火栓ボックスの存在は認められるが、ポンプ等は認められず、消火栓ボックス内にホースもない状況であり、老朽化が甚だしく新基準への改修は不可能と判断された。

オ 自動火災報知設備については、接続した昭和 33 年から設置義務が生じているが、具体的に消防側が設置指示をしているのは、昭和 50 年 4 月 1 日以降からである。

漏電火災警報器については、昭和 48 年 2 月の立入検査時から設置指示を行っている。

重要設備の設置義務違反（特定違反）であるため、所轄消防署は毎年 1 回の立入検査を実施し、延べ 30 回程度の設置指示をしているが、関係者は資金難等を理由に改修又は設置していない状況であった。

(2) 違反状況

- ① 屋内消火栓設備未設置（消防法施行令第 11 条第 1 項第 2 号）
- ② 自動火災報知設備未設置（消防法施行令第 21 条第 1 項第 3 号）
- ③ 漏電火災警報器未設置（消防法施行令第 22 条第 1 項第 3 号）

(3) 違反処理の経過

ア 立入検査

違反対象物として、長年消防が指示しているにもかかわらず、重要でかつ複数の消防用設備等を設置せず、加えて当該対象物が木造であるということを考慮し、平成 16 年 1 月 30 日に再度立入検査を実施した。

イ 警告書交付

屋内消火栓設備については、過去に、新基準とする指示をしたり、新たに設置するよう指示するなど、指導に一貫性がない面もあったが、違反を継続させることはできないと判断し、平成 16 年 2 月 7 日消防署長名により、3 設備を設置するよう警告書を交付した。

ウ 警告後の経緯

名あて人である所有者（洋品店経営）は、下記の理由により警告の履行期限を経過しても設置しなかった。

- (ア) 過去、長年にわたり消防が立入検査実施しているにもかかわらず、今回のみ警告書を交付したことについて納得がいかない。
- (イ) 建物の老朽化が激しく、近々取り壊しの予定があるのもつたいない。
- (ウ) 不景気で設置したくても資金がない。

エ 上位措置の検討

名あて人がかたくなに設置を拒んでいる状況であり、結果的に長年の違反状態を容認していたこと、及び取り壊しの予定もあることから、再度「警告」を発動するよう準備を進めていたが、所轄署と消防本部で次期措置の協議を行った結果、再度警告を発動する必要性が認められず、行政指導のままでは消防目的が達成できないと判断し、消防法第 17 条の 4 に基づく消防用設備等の設置命令を発動する方針を固め、平成 16 年 5 月 15 日に所有者立ち会いのうえ、実況見分を実施した。

2. 違反処理の完結

命令の発動に向けて、実況見分調書、命令書及び標識等の作成を行い、準備を整えていたが、その後、6 月 2 日に所有者が消防設備士を同行し設備の設置相談がなされ、自動火災報知設備及び漏電火災警報器を設置した。

また、屋内消火栓設備については、2 階の一部をデットスペース化し、かつ 2 階へ客が立入りできないよう措置し、当該設備の設置免除の特例を受け、違反処理を完結した。

## (事例 1 - 6) グループ検討

テーマ < 長期の消防法令違反の防火対象物に対する違反処理 平成16年 >

---

### 1. 長期にわたる指導のあり方

消防法施行令以前の対象物だが、消防法第17条の2の5第2項の遡及適用から考慮すると、現行法令の適用が必要となることから、長期にわたって消防法令違反が継続した場合の立入検査や指導等について検討してください。

### 2. 違反処理の進め方について

- 1) 解体予定や資金難などを理由とする設備未設置を考えた際に違反処理の進め方を検討してください。
- 2) 設置指導にあたり、①面積では3㎡程度の基準超過 ②2階層、1,000㎡以下でパッケージ型消火設備の設置などの指導方法が可能と考えられるが、設備設置面からの促進のあり方を考えてください。

### 3. 上位措置のタイミングについて

警告後の対応として、再警告の検討をした経緯を踏まえて、命令を選択したことについて、検討してください。

### 4. その他

各所属で、このような長期にわたる違反對象物がありますか。ある場合にどのような対応をしているか、グループ内で話し合ってください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討、及びその他、グループで意見が出た内容

※ 文中(1)ウ「特例基準の適用・・・」は「屋内消火栓及びSPの代替設備の取扱いについて」(パッケージ型)と思われる。